

平成28年度中型免許取得助成事業 実施要領

平成28年4月6日
一般社団法人東京都トラック協会

一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）は、公益社団法人全日本トラック協会が定める「中型免許取得助成金交付要綱」に基づき、東ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）の中型免許の取得に関し、下記のとおり取次事業として実施する。

1. 事業の趣旨

少子高齢化に対応した若年労働者を確保するため、会員事業者が、新たに採用した若年ドライバー（20歳～概ね26歳）に中型免許を取得させる際の支援を行う。

2. 実施期間

平成28年4月8日（金）～平成29年2月15日（水）

※平成28年4月1日（金）から同年4月7日（木）の期間については、東ト協及び全ト協の助成要件を満たしている場合には遡って助成対象とします。

※上記期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で申請受付を終了する。

3. 助成対象

会員事業者に在籍するトラック運転者であり、下記①～④の全ての要件を満たす場合に限り、中型免許取得のために指定自動車教習所等で係る費用を、会員事業者に対する助成金の交付対象とする。

- ① 会員事業者が、平成27年10月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- ② 当該運転者は、平成3年6月2日以降生まれで、かつ、採用時に普通免許を保有していること。
- ③ 当該運転者が、平成28年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して中型免許を取得し、その費用の全額を当該会員事業者が負担していること。
- ④ 当該運転者が、中型免許取得後6ヶ月以上当該会員事業者に在籍し、運転者として従事していること。

※なお、実施期間内に取得後6ヶ月の期間が満了しない場合には、その他の必要書類を添えて仮請求をすることができる。

但し、取得後6ヶ月以上在籍した時点で、「5. の⑤」に記載されている在籍証明書を追って提出するものとし、もし提出がなく、かつ既に助成金が交付されている場合には、助成金の返還を求めることとする。また、取得後6ヶ月以上在籍し、必要書類が揃っているものから助成手続きを実施する。

4. 助成額

1 事業者あたり 1 名まで、10 万円を上限とする。

※国等からの助成金が交付されている場合に、本助成金との合計額が指定自動車教習所等でかかった費用を上回る場合には、助成額を減額又は交付しない。

※ドライバーが個人で中型免許取得費用を支払った場合は、助成金を交付しない。

※指定自動車教習所等への通学費用や自動車運転免許試験場にかかる費用等は対象外とする。

5. 提出書類

① 「中型免許の取得に係る助成金申請書（請求書）」（様式 1）

② 指定自動車教習所等から会員事業者宛の領収書（写）

※中型免許の取得に係るものであることが判別できない場合には別途明細書等を付すこと

③ 当該運転者の健康保険証（写）

④ 当該運転者の運転免許証（写）

⑤ 中型免許取得後 6 ヶ月以上が経過した日付の運転日報、点呼簿、運転者台帳、賃金台帳等のいずれか（写） ※中型免許取得後 6 ヶ月以上が経過していることの証明

6. 交付要綱

「中型免許取得助成金交付要綱」は別にこれを定める

以上